

児童・生徒の被ばく限度についての

申入書 (2)

文部科学省学校健康教育科 電話 03 - 6734 - 2695

FAX 03 - 6734 - 3794

原子力安全委員会事務局 電話 03 - 3581 - 9948

FAX 03 - 3581 - 9837

山内知也 神戸大学大学院海事科学研究科 教授

電話 078-431-6307、FAX 078-431-6369

大学で放射線を教授している者として申し入れます。

先に2011年4月21日付けで申入書を提出いたしましたように、福島県内の児童と生徒の被ばく限度とされている年間20ミリシーベルトの基準は、子供が浴びる線量としては不当に高いものです。撤回して年1ミリシーベルトの基準を児童と生徒にはまず適用してください。

既に環境汚染の主体になっているのはセシウム-137であって、この核種の半減期は30年です。土壤に付着する性質が強いので取り除かれない限りその場に留まって放射線を出し続けます。1年目が20ミリシーベルトであったと仮定します。次年度に同様な過ごし方をさせますと、ほとんど同じ被ばくを受けることになりません。相当の作業と努力がなければ同様な被ばくが2年目以降も続きます。

	年当りの被ばく量	累積被ばく量
1年目	20.0ミリシーベルト	20.0ミリシーベルト
2年目	19.5ミリシーベルト	39.5ミリシーベルト
3年目	19.1ミリシーベルト	58.6ミリシーベルト
4年目	18.6ミリシーベルト	77.3ミリシーベルト
5年目	18.2ミリシーベルト	95.5ミリシーベルト
6年目	17.8ミリシーベルト	113.4ミリシーベルト：小学校卒業
7年目	17.4ミリシーベルト	130.8ミリシーベルト
8年目	16.6ミリシーベルト	147.8ミリシーベルト
9年目	16.2ミリシーベルト	164.4ミリシーベルト：中学校卒業
10年目	15.9ミリシーベルト	180.6ミリシーベルト

小学1年生は卒業までに113ミリシーベルト、中学卒業までに164ミリシーベルトを被ばくすることになります。例え半分でも、それぞれ、57ミリシーベルトと82ミリシーベルトです。

原子力安全委員会が平成19年に改訂した原子力防災指針『原子力施設等の防災対策について』は、セシウムが原子炉からは出てこないという大前提で書かれております。希ガスとヨウ素だけが念頭におかれています。今は応用問題を解くことが必要です。子供と住民の避難計画を一刻も早く立案し実行して下さい。

以上